



【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

---

## 2. 働き方改革関連法等の説明会を塩釜市で開催します

---

仙台労働基準監督署では、「働き方改革関連法等に関する説明会」を、塩釜商工会議所との共催で開催します。

「時間外労働の上限規制」、「年5日の年次有給休暇の確実な取得義務」「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止」等、改正労働基準法等の働き方改革関連法について、詳しくご説明させていただきます。

商工会議所の会員以外の方、塩釜市以外の方もご参加可能です。

詳細・お申込み方法は、下記URLからご確認ください。

名称 「働き方改革関連法等に関する説明会」  
日時 令和2年3月5日(木) 13:30~16:00  
会場 塩釜商工会議所 会議室  
(塩釜市港町1丁目6-20)  
問合せ 仙台労働基準監督署  
相談・支援班(第3方面)(電話022-299-9072)

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000586234.doc>

---

## 3. 2020年度大学等卒業予定者の求人受付を開始しました

---

2020年度卒の大学、短期大学と高等専門学校、専修学校等卒業・修了予定者を対象とする求人について、2月から各ハローワークで受付を開始しました。(申込みは無料です)

申込方法は、以下の3通りの方法があります。

- ①所定の求人申込書に記入の上、所在地を管轄するハローワークに申し込む
- ②所在地を管轄するハローワーク内のパソコンで求人情報を入力し申し込む
- ③会社のパソコンから求人情報を入力し申し込む

受理された求人は4月1日から公開となり、インターネット等により各学校や学生に提供されます。

ハローワークの求人です。自社の魅力を学生にアピールしませんか。

- ハローワークインターネットサービス  
(上記③の会社のパソコンから申し込む場合は、こちらをご覧ください)

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

- 大卒等の採用関係スケジュール

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2020saiyoukatudou.html>

【お問合せ先】 職業安定課 (022-299-8061)

---

4. 令和2年3月から外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となります

---

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出(※)において、在留カード番号の記載が必要となります。

外国人雇用状況の届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なりますので、ご注意ください。

※労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

- 詳しくはリーフレットをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000565042.pdf>

- 届出様式はこちらをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/07.html)

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2019.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2019.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

---

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
  - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
  - ・携帯メールには対応しておりません。
  - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
- 

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---